

厚岸町条例第4号

厚岸町議会の個人情報の保護に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町議会の個人情報の保護に関する条例等の一部を改正する条例

(厚岸町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第1条 厚岸町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年厚岸町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

(厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年厚岸町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

(町税条例の一部改正)

第3条 町税条例（昭和25年厚岸町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第29条の3第9項中「なつた」を「なった」に、「第2条第15項」を「第2条第

16項」に改める。

第47条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第76条第2項第2号及び第131条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

(厚岸町都市計画税条例の一部改正)

第4条 厚岸町都市計画税条例（昭和42年厚岸町条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第2項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。